



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3871 号 2017.9.1 発行

高齢者、視覚障害者の生活支援 IoT活用製品で便利に 産経新聞 2017年9月1日



高齢者向けのつえを開発する「コミュニケーション スティック プロジェクト」の三枝友仁代表

あらゆる物をインターネットでつなぐIoT（アイオーティー）を活用した身近な製品が注目されている。通信機能のあるつえ、文字を音声で読み上げる端末など、高齢者や視覚障害者らの生活を支援する商品を若手の研究チームやベンチャー企業が開発している。

もっと外出を

IoTは、英語の「Internet of Things」で、利便性を高めるため家電製品や自動車など全ての物をネットに接続する取り組み。

若手技術者らのチーム「コミュニケーション スティック プロジェクト」が開発を進める高齢者向けのつえは、道に迷ったり転倒したりした際に、家族や介護者に位置情報などを伝える通信機能を備えた製品だ。

利用者が転倒したときの検知や、「助けて」といった音声を変換して介護者にメールを送る仕組み。三枝友仁代表は「転倒や事故の不安から外出を控える人が、安心して出掛けるきっかけとなれば」と話す。



事故の際に駆けつけるサービスも盛り込みたい考えだ。1本2万円前後で一般販売を目指している。

音声で読み上げ

「OTON GLASS（オトン・グラス）」（東京）は、眼鏡型のウェアラブル（身に付けられる）端末を開発、販売している。視覚障害者や文字を読むことが苦手な人らが対象だ。

端末のカメラで撮影した文字を、ネット上の認識技術で音声に換えて読み上げる。利用者はイヤホンやスピーカーから音を聞くことができる。

島影圭佑社長は「父親が脳梗塞の後遺症で言語に障害が残ったことが開発のきっかけだった。文字を読むことが困難な人の日常生活をサポートできれば」と語った。

利用者からは「人に頼らずに文字を読めるのがうれしい」といった声が寄せられている。

現在は受注生産で施設などに販売、平成31年には海外展開する方針だ。

ウイंकで撮影

「BLINCAM（布林カム）」は、見たままの瞬間をウイंकするだけで撮影できる小型のウェアラブルカメラを開発した。眼鏡の柄の部分に装着して使用する。

強くまばたきをするとセンサーが感知し、撮影。画像はネットを通じてスマートフォンで確認できる。30年春には、2万円程度で一般販売したい考えだ。

高瀬昇太社長は「子供の自然な表情、旅行やスポーツなどの撮影に活用してほしい」と話した。

高齢者見守り受け付け

日本郵便は、10月から始める高齢者見守りサービスの申し込みの受け付けを全国の直営郵便局で始めている。郵便局員らが月に1回、高齢者宅を訪問して、生活状況を確認するサービスと、自動音声の電話で毎日体調を確認するサービスを設定した。いずれも結果は遠方の家族らにメールで伝える。

料金は訪問が税別で月2500円、電話は固定電話の場合、月980円。警備会社の担当者が家族や本人からの依頼で駆けつけるサービスを加えることもできる。駆けつけのオプション契約は月800円からで、1回の利用ごとに5000円かかる。

日本郵便は一部地域で試験的な見守りサービスを実施してきた。今後数年で、数万人の利用者獲得を目指す。

初の説明会開催 ヘルパー派遣事業打ち切り問題 埼玉 加藤真太郎

朝日新聞 2017年8月31日

市社会福祉協議会の新会長として、一連のヘルパー派遣事業問題について謝罪する中野和信市長＝蓮田市



埼玉県蓮田市社会福祉協議会が昨年3月にいったん打ち切りを決めたホームヘルパー派遣事業を、利用者らの強い反対を受けて継続させた問題で、同社協は30日、利用者向けに初めて説明会を開いた。6月に社協の新会長になった中野和信市長が謝罪し、事業の充実と拡充を図る考えを示した。

利用者と家族ら約20人が参加。「重度障害の訪問介護は本当にきつい。民間事業者も引き受け手がない」（重度障害の娘を持つ母親）といった不信の声が相次いだ。「社協の中でヘルパーや派遣事業の位置づけが低い」と、職員の意識改革やヘルパーの待遇改善を求める声も多かった。

凍結していた新規利用者や登録ヘルパーの募集は再開し、現在は27人が利用。終了後、中野市長は取材に「社協にしかできない事業がある。早急に改善策を示し、信頼を回復したい」と話した。

介助する側、される側も 警察学校生が体験

日本海新聞 2017年8月31日

障害者らに配慮した対応方法を身に付けようと、鳥取県警察学校（岩田憲之校長）の第85、86期の初任科生45人が29日、鳥取市湖山町西3丁目の障害者福祉センターなどで介助実習を行った。

段差を乗り越えるために車いすを後ろ向きに動かすなど、介助体験をする初任科生たち



特別養護老人ホーム「いこいの杜」（宮崎祐子施設長）では、介助する人とされる人の2人一組となり、車いすの操作を体験。職員から「必ず利用者に声を掛けてから動かして」などと説明を受けながら、段差の上り下りなどに取り組んだ。実習後は職員の案内を受けて施設内を見学し、障害者福祉について理解を深めた。

車いすを扱うのは初めてという86期生の岩佐圭祐さん（20）は「段差の乗り越えや（持ち上げる際に）重さ（を実感する）など、初めての経験で勉強になった」と話し、宮崎施設長は「施設や利用者の状況を知ってもらい、今後の任務に生かしてほしい」と期待を込めた。（増井賢一）

相模原事件から1年 何も解決していない 尊厳踏みにじる思想へ 共生のための「怒り」

を

西日本新聞 2017年09月01日

相模原市の津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件から1年あまりがたった。既に事件の風化が始まっているが、問題は何も解決していない。植松聖被告の犯行動機についても、十分な解明がなされているとは言えない。

植松被告は犯行直後、ツイッターに「世界が平和になりますように。beautiful Japan!!!!!!」と書き残し、警察に出頭した。彼は凶行によって「世界平和」と「美しい日本」がもたらされると考えている。この恐ろしい発想は、どのような思考によって支えられているのか。1年たった今も変わっていないのか。

「獄中の植松聖被告から届いた手紙」（「創」9月号）には、植松被告が獄中で書いた手紙が全文掲載されている。ここにつづられているのは、障害者に対する根深い差別意識とゆがんだ優生思想である。

彼の価値観を構成しているのは、美しいものと美しくないものを区別する主観的な二元論である。彼は「美は善行を産みだす」とした上で、なぜか唐突に「初回の整形手術費の一部を国が負担」すべきであると提言する。そして、自分は「せめて少しでも奇麗な絵を描くことで私の考えをお伝えする助力になれば」として、自筆のイラストを添えている。植松被告は事件の約5カ月前に衆議院議長に宛てた手紙を書いているが、ここでも美容整形に言及し、「進化の先にある大きい瞳、小さい顔、宇宙人が代表するイメージ」を獲得したいと述べている。

彼にとって現代世界は醜悪な存在であり、美を獲得することによってこそ本当の世界への「進歩」が成し遂げられる。その第一歩の「革命」が、「不幸の元」と考えた障害者の殺害として捉えられている。この考えは、事件前から今日に至るまで一貫している。

彼は、障害者に対して「糞尿（ふんにょう）にまみれ屈辱的な生き恥を晒（さ）らし」た存在と、差別的な言葉を投げつける。障害者を美しくないものと見なし、存在をおとしめる。そして、「自己認識ができる」「複合感情が理解できる」「他人と共有することができる」という3点が満たされることが人間の要件であるとし、障害者を尊厳ある存在と見なさない姿勢を表明する。さらに人間の幸福は「お金」と「時間」によって規定されるとした上で、「重度・重複障害者を養うことは、莫大（ばくだい）なお金と時間が奪われ」と否定的な見解を示している。

植松被告は別のメディアの取材に対して、殺害を思い立ったきっかけを大統領就任前のトランプ氏の演説にあったとし、「真実を話していると強く思いました」と記したという。香山リカは「1年たっても何の答えも出ていない」（同9月号）の中で、経済至上主義や成果主義の中、社会的弱者・少数者に厳しい視線を送り、自分が所属する集団の利益を優先する「〇〇ファースト」政策との連動を指摘する。そして、被告が社会の排外的な空気の中で「自分の考えは世間の支持を得られるのではないかと感じていたとは考えられないでしょうか」と論じる。その通りだろう。

私たちは、事件後も考えを変えていない植松被告を前に、何を語るべきなのか。どのような思いをぶつけるべきなのか。

荒井裕樹は『「相模原障害者殺傷事件」への『怒り』は足りていたか』（「情報・知識&オピニオンimidass」<http://imidass.jp/opinion/F-40-151-17-07-G688.html>）の中で、この事件に対する「怒り」の不足を指摘する。「社会全体に目を向けてみても、事件の規模と残忍さを思えば、もっと『怒り』が共有されてもよいはずなのに、この事件に向き合おうとする熱量は上がっていない」

荒井は障害者運動家の故横田弘に言及する。「日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会」に属した横田は、障害者差別に対して生涯にわたって激しく怒り続けた。横田の「怒り」には二つの特徴があったという。一つは共生のための怒り。皆の日常から、障害者を排除するなど訴えた。もう一つは「空気を読まなかったこと」。障害者は幼いころから「愛される障害者」であれと教えられ、世間に迷惑をかけないように生きることを強いられる。しかし、どんなに努力をしても、最終的にはつまはじきにされてしまう。横田は、社会に対して根

源的に絶望することによって、「闘う障害者」になり、「怒り」をあらわにした。

「怒り」と「憎悪」は異なる、と荒井は言う。「憎悪」は相手を拒絶する感情だが、「怒り」は相手の存在を認め、つながることを意図している。

今の日本や世界には「憎悪」が拡大し、「怒り」が脇に追いやられている。私たちは、もっと怒らなければならない。植松被告が障害者に向けた「憎悪」に対して、共生のための「怒り」を示さなければならない。

人間の尊厳をかけて、私も植松被告に対する強い「怒り」を表明したい。

(中島岳志 なかじま・たけし=東京工業大教授)

精神科病院での拘束件数、10年で倍増…「暴れるかもしれないから」推測で？

読売新聞 2017年8月31日

手首、胴、足の拘束具を装着する長谷川教授（長谷川教授提供）



精神科での隔離や身体拘束について調査・研究を続ける杏林大学保健学部の長谷川利夫教授は、手首、胴、足の拘束具を2時間近く身に着け、患者の気持ちを体験したことがあります。「医療者側は患者が暴れるのを防ぐために拘束するかもしれない。が、拘束されれば暴れなくなるのは、当然の心理。縛られる立場になって考えてほしい」と言います。

厚生労働省の調査によると、精神科のある病院に入院する患者数は減少傾向にあるものの、身体拘束を受けている患者数は2014年6月30日時点で1万682人に上り、10年前の5242人から約2倍に急増しています。簡単に着けられる拘束具の普及や、精神科病院に入院する認知症患者の増加が影響しているとも言われますが、はっきりした原因はわかりません。厚労省は「調査中」としています。

平均拘束日数は96日

拘束される患者の数だけでなく、患者1人あたりの拘束時間も問題です。長谷川さんが2015年に国内の11病院に実施した調査では、調査日に身体拘束を受けていた記録のある患者数は245人。いつから拘束されているかを遡って調べたところ、平均の日数は96日。拘束の方法は不明ですが、最も長い人は1096日にも及んでいました。

2009年に発表された日本の論文によると、海外の精神科病院で患者1人あたりの平均拘束時間は、スイス48.7時間、フィンランドとドイツが9.6時間、米カリフォルニア州4時間との報告がありました。調査方法が違うために一概に比べられないかもしれませんが、それにしても日本の身体拘束時間は異常に長いことがわかります。患者にとって長時間の拘束は苦痛だけでなく、肺塞栓症（エコノミークラス症候群）を起こす命の危険もあります。

長谷川さんがフィンランドの精神科病院に視察に行った際、午前中に身体拘束をされることになった患者さんがいたのですが、その日のうちに病院内で解除できるかどうかの検討が始まっていたそうです。日本とは格段に対応のスピードが違うことに驚いたといいます。

海外では「最後の手段」

日本で患者さんやご家族の話を伺うと、同じような状態で入院しても病院によって対応が違うようで、すべての病院が長時間の身体拘束をしているとは限りません。ただ、混乱した症状もないのに「暴れそうだから」「暴れるかもしれないから」拘束されたという話も聞きます。長谷川さんは、この「かもしれない」という理由での「予防的な拘束」が日本では多いのではないかとみています。「国際的にも身体拘束は行われていますが、どうしても他に安全が確保できない場合に限って行われる、最後の手段。できるだけ短時間にとどめ、速やかに解除しています。日本でも本当に拘束が必要なのかどうかを厳しく精査し、

件数や継続時間を減らすための努力が必要です」と話しています。（館林牧子 読売新聞編集委員）

大阪) 出所者の生きづらさ知って 支援ネットが漫画冊子 小池暢

朝日新聞 2017年9月1日



漫画冊子「この街のどこかに」

罪を犯した人が抱える生きづらさにも目を向けて——。出所者を支援している一般社団法人「よりそいネットおお

さか」(大阪市中央区)が、人と人との関わり方を漫画で問いかける冊子を作成した。出所者への理解が広がれば、再犯を防いで犯罪被害者を減らすことにつながる、との思いを込めた。

よりそいネットは、野宿者の支援団体や障害者団体などが設立。2013年度以降、府から地域生活定着支援センター事業を受託し、高齢や知的・精神障害のため自立が難しい出所者らを福祉施設などに橋渡しをする活動に取り組んできた。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ相談員が、月に4～5人の出所者を支援している。

支援を通じて、罪を犯した側の事情も見えてきたという。子ども時代のいじめ被害の影響で他人とうまく付き合えない人、親の愛情を受けられず自己肯定感の低い人たちが数多くいた。山田真紀子所長は「社会での生きづらさが、犯罪という形で表れているのかもしれない」と話す。



地域の課題対処へ 行政の届きづらい分野を支援

大分合同新聞 2017年9月1日



「連絡会」を設立した社会福祉法人の関係者ら

由布市内で活動する14の社会福祉法人が8月29日、連携して地域福祉に

貢献するための連絡会を設立した。力を合わせることで単独では難しい事業が可能になり、生活困窮者や子ども、高齢者らの支援をしていく。「行政の手が届きづらかった課題に取り組む。緊急性やニーズの高い事業から着手したい」としている。市社会福祉協議会によると、県内では初めての団体という。



組織名は「由布市社会福祉法人施設連絡会」。市内の高齢者施設、保育園、障害者施設な

どを運営する法人で構成している。会費や会員からの協賛金などで運営。事務局は市社協が担う。

2016年の社会福祉法改正に伴い、地域への公益的な取り組みが社会福祉法人の責務とされた中、島根県安来市の事例などを参考に設立した。

生活困窮者らをサポートするため、本年度は▽緊急現金貸し付け▽“ごみ屋敷対策”の清掃支援▽食事や食品を提供するフードバンク、子ども食堂▽生前の納骨・供養検討支援―などを実施。子どもたちに由布市に愛着を持ってもらう事業もするほか、市民の声を把握して施策を展開する。

市内庄内町で設立総会があり、関係者が出席。会則案などが承認された。

土師寿三・初代会長（愛泉会理事長）は「共生社会を由布市で花開かせ、ボランティアら協力の輪も広げたい」。

市福祉課は「行政の手が届いてこなかった分野への協力はありがたい。連携していきたい」としている。

（社説）震災とデマ 偏見と善意の落とし穴

朝日新聞 2017年9月1日

94年前の惨事に、あらためて注目が集まっている。

関東大震災の混乱のなか、官憲や市民の「自警団」の手で、多くの朝鮮人や中国人が殺された。その追悼式に追悼文を送るのを、小池百合子都知事がとりやめると表明したからだ。

真意ははっきりしない。会見では「震災に続く様々な事情で亡くなった」などと、あいまいな物言いに終始した。

これでは、事件の本質とそこから学ぶべき教訓がかき消されてしまう。リーダーとしての適格性が疑われる行いである。

「朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだ」といったデマを信じた人々によって虐殺があったのは、動かしようのない事実だ。

16歳だった社会学者の故清水幾太郎も、兵隊らが銃剣の血を洗うのを目撃した。一人が得意そうに「朝鮮人の血さ」と教えてくれたと書き残している。

同じ社会に生きる少数者に、差別意識や漠とした不安感を抱いている状態で、震災のような異変が起き、そこに日ごろの偏見と重なる話が流れてくると、あっさりのみ込まれてしまう。人間にはそんな一面がある。

東日本大震災でも「被災地で外国人窃盗団が横行している」といったデマが流布した。

在日コリアンたちへのヘイト行為が公然となされ、ネット上で「関東大震災での虐殺は、朝鮮人が起こした暴動への正当防衛だった」などの虚説が飛びかうのを見ると、災害時の流言飛語がはらむ危うさは、決して過去の話ではない。

多くのデマは「真実の仮面」をかぶって現れ、必ずしも悪意によって広がるのではないことを知っておきたい。

LINEやツイッターなどSNSが発達し、だれもが情報を発信する手立てをもった。

治安の悪化や買い占めなどの話を耳にした。内容は不確かかも。でも万が一のこともある。みんなで共有しておこう――。そんな「善意」や「正義感」もデマ拡散の原因になりうる。

防ぐ特效薬はない。

正確な情報で正していくしかないが、ある考えが一度植えつけられ、偏見の「鋳型」ができてしまうと、後から本当のことを示されても容易に受け入れられない。それも人間の特性で、米大統領選ではフェイクニュースが広がり続けた。

だからこそ、日ごろ知識を蓄え、デマの特徴や過去の例を知り、早めに誤りの芽を摘むことが大切だ。SNSを賢く使いこなす能力も求められよう。

きょうは防災の日。関東大震災の教訓を胸に刻む日である。

社説:意識変え豪雨に備える 「防災の日」に考える 中日新聞 2017年9月1日

地球温暖化の影響か。雨の降り方が近年、変わってきたといわれる。今夏も局地的豪雨が相次いだ。降り方が変われば、意識も備えも変えねばならぬ。

住宅地が広がる名古屋市名東区付近に七月二十九日夜、局地的な大雨が降った。

午後六時半までの一時間に約一〇〇ミリという猛烈な雨がレーダーで観測され、名古屋地方気象台は「記録的短時間大雨情報」を出した。その地域では数年に一度程度しか起こらない激しい降り方、ということである。

水は突然押し寄せる

不思議なことに、同じ名東区でも南部の住民は、さしたる降雨はなかったと言う。ところが、区内を流れてくる中小河川、植田川の水位はわずか十分ほどの間に急上昇し、氾濫寸前となった。

ほとんど降雨がなかった場所にも、不意打ちのように水が押し寄せてくる。これも局地的な豪雨の恐ろしさである。コンクリートで覆われた都市部では、大雨の水は地中に染み込むことなく、市街地の中小河川に一気に流れ込む。

二〇〇八年七月に神戸市を襲った局地的豪雨も思い出したい。同市灘区の都賀川の水位は、やはり十分ほどの間に一・三メートルほど上昇し、河川敷にいた十六人が流されて小学生ら五人が死亡した。

大雨による災害は一時間降水量が五〇ミリを超えると起こりやすくなるといわれ、気象庁は一時間五〇ミリ以上八〇ミリ未満を「非常に激しい雨」、八〇ミリ以上を「猛烈な雨」と表現している。

その「非常に激しい雨」「猛烈な雨」は、明らかに増える傾向にある。

気象庁の統計によると、「非常に激しい雨」「猛烈な雨」が降った頻度は、アメダス（地域気象観測システム）千地点当たり、一九七六～八五年の十年間は年平均一七三・八回だった。ところが、〇七～一六年の十年間は年平均二三二・一回。つまり、この三十年ほどの間に30%以上も増えたことになる。

温暖化と大雨の関係は完全には解明されてはいないが、少なくとも温暖化で気温が上がれば海水温も上昇し、空気に含まれる水蒸気の量が増える。こうして大雨になりやすくなると考えられる。

七十七人が犠牲になった一四年八月の広島土砂災害も、今年の九州北部豪雨も、同じ場所で次々と積乱雲が発生する「線状降水帯」が局地的な豪雨をもたらした。

ハードだけでは守れぬ

線状降水帯発生予測は今の技術では難しく、今夏の九州北部豪雨でも、残念ながら気象庁などの情報が後手に回り、自治体が避難勧告を出した時には既に山間部で建物が流されていた。

豪雨への備えで何よりも重要なのは情報である。より迅速に防災情報を出せるよう、なおいっそうの研究を気象庁に求めたい。

大雨を巡っては、国土交通省が一五年、「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定している。

従来大雨対策は、いわばハードありき。つまり、百年に一度、二百年に一度という大雨を想定した基準を設け、堤防や遊水地を整備していくものだった。

この再構築ビジョンは「施設では防ぎきれない大洪水は発生する」とうたい、住民が自らリスクを察知して主体的に避難できるようにするソフト重視も掲げた。

いわば、ハードの限界を認めて発想を転換した格好である。

同年九月の関東・東北水害を教訓とした。茨城県常総市では二十キロも上流であふれた水が半日以上たってから押し寄せ、何千人もの住民が孤立した。

遠くであふれ出た水がどこに向かうのか。洪水ハザードマップを見ていたとしても、想

像することは難しいのが実情だろう。

危険が迫ってから避難するのでは遅い、ということである。

突然の地震とは違い、天気予報で予告される台風などの大雨は、対応するのに時間的な余裕があると思いがちだ。ところが、近年相次ぐ局地的な豪雨は、そこが落とし穴になることを示している。

一步先を想像する力

途方もない被害を出した五九年の伊勢湾台風の時代に比べれば、国土は頑丈な堤防に守られ、何千人もの犠牲者を出すような水害はなくなった。その安心感、あるいは先入観が避難への反射神経を鈍らせてはいないか。

気象庁ホームページの「高解像度降水ナウキャスト」、あるいは今年七月から運用が始まった「洪水警報の危険度分布」など、一步先の危険を知らせる仕組みは日進月歩で整備されている。宝の持ち腐れにさせてはなるまい。

豪雨災害は、どこでも起こることを、まず再確認したい。身を守るのは、次の展開を想像する力である。雨の降り方が変わってきたなら、雨への意識も改めたい。

社説 きょう防災の日 減災にこそ知恵と資金を

毎日新聞 2017年9月1日

きょうは関東大震災から94年の防災の日だ。

国土の変化に富む日本は多くの災害に見舞われてきた。災害による被害をゼロにはできないが、減らすことは可能だ。

南海トラフの巨大地震は津波などで最大32万3000人の人的被害が出ると想定されている。いかに早く、高い場所に避難できるかがかぎだ。避難タワーの建設などだけでなく、既存のビルを活用した避難場所の確保が各地で進められている。

首都直下地震では、木造住宅密集地での家屋の倒壊や火災の拡大が最大の懸念材料だ。助成など住宅の耐震化を促す試みが行われている。

いずれも近い将来の発生が懸念されている。知恵を絞り、さらに必要な予算を迅速に投入することで減災につなげるしかない。

先ごろ公表された南海トラフ巨大地震に向けた報告書案も、地道な対策の必要性を指摘した。中央防災会議の有識者会議がまとめたものだ。

報告書案は「確度の高い地震の予測は困難」として、予知を前提とした対策を改めることを求めた。

東海地震の予知を前提とした大規模地震対策特別措置法（大震法）が制定された1978年当時は、観測強化で前兆現象をとらえられるとの考え方が強かった。だが、研究が進み予知の困難さがはっきりし、東日本大震災の経験も予測の難しさを裏付けた。大震法の見直しは当然だ。

注目されるのは、報告書案が事前避難の考え方を示した点だ。

前震を観測した時など大地震の発生が懸念される場合、事前の避難を呼びかけるという。地震発生直後の迅速な避難が難しい高齢者ら災害弱者を念頭に置いている。

だが、避難を呼びかける判断は難しく、混乱も予想される。避難期間をどう決めるのかなど課題山積だ。政府は自治体などの意見を聞き、対策の有用性を見極めるべきだ。

近年、水害への備えが一段と重要になっている。今年も九州北部地方が短時間集中豪雨に見舞われ、大きな犠牲を出した。災害弱者を含め、多くの命をどう災害から守るか。

行政による「公助」だけでは不十分だ。地域社会が連帯する「共助」、さらには、一人一人の取り組みである「自助」が大切になる。

